

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6586577号
(P6586577)

(45) 発行日 令和1年10月9日(2019.10.9)

(24) 登録日 令和1年9月20日(2019.9.20)

(51) Int.Cl.

A63F 7/02 (2006.01)

F 1

A 6 3 F 7/02 3 1 O C
A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

請求項の数 1 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2016-119598 (P2016-119598)
 (22) 出願日 平成28年6月16日 (2016.6.16)
 (62) 分割の表示 特願2015-14593 (P2015-14593)
 の分割
 原出願日 平成27年1月28日 (2015.1.28)
 (65) 公開番号 特開2016-163822 (P2016-163822A)
 (43) 公開日 平成28年9月8日 (2016.9.8)
 審査請求日 平成30年1月26日 (2018.1.26)

(73) 特許権者 599104196
 株式会社サンセイアールアンドディ
 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目11番1
 3号
 (74) 代理人 100112472
 弁理士 松浦 弘
 (74) 代理人 100202223
 弁理士 軸見 可奈子
 (72) 発明者 小林 仁
 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番1
 3号 株式会社サンセイアールアンドディ
 内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】遊技機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

遊技球が流下する遊技領域を前面に備え、少なくとも一部が透明な部材で構成された遊技板と、

前記遊技板の後面に取り付けられる前面開放の箱形構造の裏側筐体と、

前記遊技板と前記裏側筐体の間に配置され、前記裏側筐体の前面の開口縁の少なくとも一部を前方から覆い、前記遊技板を通して透視可能な第1装飾部材と、

前記第1装飾部材の後方位置で、前記裏側筐体の内側面から前記第1装飾部材より内側に張り出す第2装飾部材と、を備えた遊技機。

【発明の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本発明は、遊技球が流下する遊技領域を前面に備えた遊技板を有する遊技機に関する。

【背景技術】

【0002】

この種の遊技機は、一般に遊技領域の一側方に上下方向に延びた発射通路を備えていて、遊技領域の下方側から発射された遊技球が発射通路を通って遊技領域の上部に案内される（例えば、特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

20

【0003】

【特許文献1】特開2008-200172号公報（段落[0022]、図4）

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

ところで、従来の遊技機は装飾性が乏しいという問題があった。

【0005】

本発明は、従来より装飾性を高くすることが可能な遊技機の提供を目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明は、遊技球が流下する遊技領域を前面に備え、少なくとも一部が透明な部材で構成された遊技板と、前記遊技板の後面に取り付けられる前面開放の箱形構造の裏側筐体と、前記遊技板と前記裏側筐体の間に配置され、前記裏側筐体の前面の開口縁の少なくとも一部を前方から覆い、前記遊技板を通して透視可能な第1装飾部材と、前記第1装飾部材の後方位置で、前記裏側筐体の内側面から前記第1装飾部材より内側に張り出す第2装飾部材と、を備えた遊技機である。

10

【発明の効果】

【0020】

本発明によれば、従来より装飾性を向上させることが可能となる。

【図面の簡単な説明】

20

【0021】

【図1】本発明の第1実施形態に係るパチンコ遊技機の正面図

【図2】遊技板の正面図

【図3】裏側筐体の斜視図

【図4】裏側筐体の斜視図

【図5】遊技板、外縁装飾部材及び裏側筐体の前方分解斜視図

【図6】外縁装飾部材の後方斜視図

【図7】遊技板の背面図

【図8】遊技板における段差部付近の平断面図

【図9】遊技板と裏側筐体との側断面図

30

【発明を実施するための形態】

【0022】

以下、本発明を適用したパチンコ遊技機10（本発明の「遊技機」に相当する。）に係る一実施形態を、図1～図9に基づいて説明する。図1に示すように、パチンコ遊技機10は、前面が前面枠10Zにて覆われており、その前面枠10Zに形成されたガラス窓10Wを通して遊技板11の遊技領域R1が視認可能になっている。

【0023】

前面枠10Zのうちガラス窓10Wより下方には、上皿26及び下皿27が上下2段にして設けられ、下皿27の右側には操作ノブ28が設けられている。操作ノブ28を回動操作すると、上皿26に収容された遊技球が遊技領域R1に向けて弾き出される。

40

【0024】

図2に示すように、遊技領域R1には、始動入賞口14A, 14Bと大入賞口15, 17とが備えられ、始動入賞口14A, 14Bに遊技球が入球すると当否判定が行われる。当否判定の結果は、後述する表示画面30Gにて、その結果に基づいた演出と共に表示される。大入賞口15, 17は、通常は、可動扉15T, 17Tにより閉塞され遊技球が入球困難な状態になっていて、上記当否判定の結果が当りとなつたときに開放されて遊技球が入球可能な状態となる。また、各種入賞口に遊技球が入球すると、賞球が上皿26に払い出される。

【0025】

遊技領域R1は、遊技板11の前面より前方に突出したガイドレール12によって囲ま

50

れている。ガイドレール 12 は、帯状の金属板を円弧状に湾曲させてなる第 1 レール 12 A と、樹脂製の第 2 レール 12 B 及び第 3 レール 12 C とからなる。

【0026】

第 1 レール 12 A は、遊技板 11 の外縁部における下辺の左端部寄り位置と、左辺の中央位置と、上辺の中央位置と、右上角部近傍の右辺寄り位置とを繋げる円弧状をなして延びている。第 2 レール 12 B は、遊技板 11 の外縁部の下辺中央部より上方に離れた位置から遊技板 11 の左上角部近傍で第 1 レール 12 A より内側に遊技球 1 つ分ずれた位置まで、第 1 レール 12 A に沿った円弧状をなして延びている。なお、第 2 レール 12 B には、下端寄り位置から遊技板 11 の下辺部に向かって第 2 レール 12 B の円弧の接線方向に延びた分岐レール 12 X が一体に備えられている。

10

【0027】

また、第 3 レール 12 C は、遊技板 11 の外縁部の下辺と右辺とに沿って延びて、その下辺に沿った部分の先端が第 2 レール 12 B の始端部に接合される一方、右辺に沿った部分の上側が第 1 レール 12 A の終端部に接合されている。

【0028】

これらガイドレール 12 のうち第 2 レール 12 B と第 3 レール 12 C 及び第 1 レール 12 A の上辺部分とに囲まれた領域が遊技領域 R1 に相当し、第 1 レール 12 A と第 2 レール 12 Bとの間、つまり遊技領域 R1 の左側部で上下方向に延びた領域が、本発明の発射通路 13 に相当する。

20

【0029】

図 2 に示すように、遊技板 11 のうち遊技領域 R1 の中央には、演出窓 10H が貫通形成されている。そして、この演出窓 10H を通して、表示装置 30 の表示画面 30G が前方に臨んでいる。詳細には、遊技板 11 の後面には、図 3 に示す裏側筐体 40 が固定されていて、表示装置 30 は、この裏側筐体 40 に取り付けられることで、演出窓 10H の後方に配されている。

【0030】

裏側筐体 40 は、遊技板 11 の後面と対向した主板壁 41 と、その外縁部から前方に起立した囲壁 42 とを有し、前面開放の箱形構造をなしている。そして、囲壁 42 の前端縁を遊技板 11 の後面の外縁部に突き当たる状態で遊技板 11 と裏側筐体 40 とがネジ止めされて固定されている。なお、主板壁 41 の上部には四角形の貫通孔 41A が形成されていて、表示装置 30 は表示画面 30G によって貫通孔 41A を閉塞するように固定されている。

30

【0031】

図 3 に示すように、囲壁 42 の左辺部の前端には、外方へ張り出した前端壁 42Z が形成されていて、この前端壁 42Z の上下両端部には、前方に突出した突當突起 42T が形成されている。なお、前端壁 42Z の両側端部には僅かに前方に突出した側壁 42S, 42S が設けられていて、前端壁 42Z と側壁 42S, 42S とから浅い溝部 42M が構成されている。また、図 8 に示すように、遊技板 11 の後面のうち左辺部分には、この突當突起 42T を受容するための受容凹部 11U が形成されていて、これら突當突起 42T と受容凹部 11U とにより、裏側筐体 40 が遊技板 11 に対して位置決めされる。ここで、前端壁 42Z から突出した突當突起 42T が遊技板 11 の後面の一部である受容凹部 11U の底部に突き当たることで、前端壁 42Z の前面と遊技板 11 の後面との間に隙間 S が生じている(図 9 参照)。

40

【0032】

また、裏側筐体 40 の内部には、装飾用の部材が複数取り付けられ、その一部が演出窓 10H から視認可能となっている。例えば、裏側筐体 40 の内側のうち右側辺には羽根を象った右側装飾部材 45 が設けられていて、この右側装飾部材 45 が演出窓 10H から視認される(図 2 及び図 4 参照)。

【0033】

ここで、本実施形態のパチンコ遊技機 10 では、遊技板 11 が透明樹脂により構成され

50

ていて、遊技板 11 を通して、その後方が透視可能となっている。例えば、図 4 に示すように、裏側筐体 40 の内側のうち演出窓 10H よりも下方の領域には、下側装飾部材 46 が備えられていて、前方から透視される。

【0034】

また、図 7 及び図 8 に示すように、遊技板 11 の後面には、遊技領域 R1 の裏側部分を含む領域を、その周辺領域よりも後方に段付き状に突出させてなる丘陵部 11K が備えられている。遊技板 11 のうち丘陵部 11K を備えている部分は、板厚が厚くなっているので、遊技領域 R1 内の障害釘や役物を取り付けるネジを深く打ち込んだり、ネジ込むことができ、それらの支持が強固になる。つまり、遊技板 11 のうち丘陵部 11K を備えている部分は、少なくとも障害釘を打ちつけ可能な厚さを有している。そして、この丘陵部 11K とその周辺領域（周縁部 11E）との段差部 11D は、遊技板 11 の前面に対して傾斜していて、発射通路 13 に沿って円弧状に延びている。10

【0035】

なお、遊技板 11 の外縁には、丘陵部 11K よりも後方に突出した外縁突壁 11F が備えられている。この外縁突壁 11F は、透明樹脂により構成された遊技板 11 の強度を保つたり、透明樹脂でない従来からあるベニアの遊技板との厚みの整合性（例えば 19mm）を取る役割を有している。また、遊技板 11 全体を、遊技板 11 のうち丘陵部 11K を備えている部分と同じ厚みにするのではなく、段差部 11D を介して周縁部 11E から丘陵部 11K が突出した構成とすることで、周縁部 11E の厚みを減らすことができ、樹脂容量を抑えることが可能となると共に、多量の樹脂による成形収縮によって生じるひけ（へこみ等）の発生を抑制することも可能となる。20

【0036】

また、遊技板 11 を全体か一部かに拘わらず透明にすることにより、遊技板 11 の外縁部（段差部 11D の周縁部 11E（図 7 参照））が透明になると、下側装飾部材 46 等で飾り付けられた裏側筐体 40 の内部に比べて何も装飾されておらず遊技板 11 に取り付けられるためだけの殺風景な裏側筐体 40 の外縁部が見えてしまい、興醒め感を抱かせて趣向性を低下させる虞があるが、本実施形態のパチンコ遊技機 10 では、裏側筐体 40 の外縁部である前端壁 42Z と遊技板 11 との間に外縁装飾部材 50 が備えられている（図 5 参照）。

【0037】

図 6 に示すように、外縁装飾部材 50 は、細長い透明樹脂板に装飾が施された第 1 及び第 2 の装飾部材 50A, 50B からなる。なお、第 1 の外縁装飾部材 50A の下端辺と第 2 の外縁装飾部材 50B の上端辺とは互いに当てはまるよう湾曲している。これら第 1 及び第 2 の外縁装飾部材 50A, 50B は、上下に並んだ状態で、裏側筐体 40 の前端壁 42Z のうち 2 つの突当突起 42T, 42T の間、つまり、前端壁 42Z と遊技板 11 との間の隙間 S（図 9 参照）に配されている。これにより遊技板 11 及び外縁装飾部材 50 が擦れ合うことが防がれる。また、図 2 に示すように、第 1 及び第 2 の外縁装飾部材 50A, 50B は、遊技板 11 を裏側筐体 40 に重ねた状態では、発射通路 13 の後方（段差部 11D の後方）に位置している。30

【0038】

なお、第 1 及び第 2 の装飾部材 50A, 50B は、第 1 及び第 2 の装飾部材 50A, 50B の後面における上下方向の両端部に形成された筒部 50H（図 6 参照）に、前端壁 42Z から突出したネジ孔突起 42J（図 3 参照）を受容させることで位置決めされ、この状態で前方からネジ止めされて前端壁 42Z に強固に固定されている。また、第 1 及び第 2 の装飾部材 50A, 50B の後面には、2 つの筒部 50H, 50H の間で延びた突条 50T（図 6 参照）が形成されていて、第 1 や第 2 の装飾部材 50A, 50B の強度が強化されると共に、第 1 及び第 2 の装飾部材 50A, 50B を裏側筐体 40 に当てはめた際に突条 50T が裏側筐体 40 の溝部 42M に受容されることによって位置決めが可能になる。

【0039】

10

20

30

40

50

本実施形態のパチンコ遊技機 10 の構成に関する説明は以上である。次に、このパチンコ遊技機 10 の作用効果について説明する。パチンコ遊技機 10 では、操作ノブ 28 が回動操作されると、弾き出された遊技球が発射通路 13 を通過して遊技領域 R1 へと向かう。ここで、本実施形態のパチンコ遊技機 10 では、発射通路 13 に立体的な段差部 11D が重ね合わされているので装飾性が高くなり、しかも、その段差部 11D が遊技板 11 の後面に設けられているので遊技球の通過の妨げにもならない。また、段差部 11D は、発射通路 13 に沿って延びているので、発射通路 13 を通過する遊技球の軌道のように見せることができ、この点においても、発射通路 13 の装飾性を高くすることが可能となる。しかも、遊技板 11 に障害釘や役物を取り付けるための丘陵部 11K の段差部 11D が発射通路の装飾に流用されているので、丘陵部 11K の有効利用を図ることが可能となる。

10

【0040】

さらに、段差部 11D に対して後方から外縁装飾部材 50 が重ねられているので、外縁装飾部材 50 が屈曲して見え、段差部 11D と外縁装飾部材 50 との融合により、装飾性をより一層高くすることが可能となる。また、この外縁装飾部材 50 は、裏側筐体 40 の前端壁 42Z に設けられているので、遊技板 11 に取り付けられるためだけの殺風景な裏側筐体 40 の外縁部がそのまま見えてしまう虞を軽減することもできる。

【0041】

[他の実施形態]

本発明は、前記実施形態に限定されるものではなく、例えば、以下に説明するような実施形態も本発明の技術的範囲に含まれ、さらに、下記以外にも要旨を逸脱しない範囲内で種々変更して実施することができる。

20

【0042】

(1) 上記実施形態では、パチンコ遊技機 10 に本発明を適用していたが、遊技機であれば、コイン遊技機やスロットマシン等に適用してもよい。

【0043】

(2) 遊技板 11 は、全体が透明であってもよいし、前面又は後面にペイントが施される等して一部のみが透明であってもよい。例えば、段差部 11D に沿って又は段差部 11D に、ペイントが施された場合、段差部 11D とペイントとの融合により、装飾性をより一層高くすることが可能となる。

30

【0044】

(3) 例えば、遊技板 11 の後側に、段差部 11D に側方から光を照射する発光手段を備えてもよい。この構成にすれば、段差部 11D を発光した帯のように見せることができ、装飾性をより一層高くすることが可能となる。

【0045】

(4) 上記実施形態では、本発明の「段差部」が、遊技板 11 の後面の丘陵部 11K とその周辺領域との境界部分であったが、丘陵部 11K を設けずに、発射通路 13 の後方に突条を設けて「段差部」を形成する構成であってもよい。

40

【0046】

(5) 上記実施形態では、外縁装飾部材 50 が遊技板 11 と裏側筐体 40 との間に配される際に裏側筐体 40 側に固定されていたが、遊技板 11 側に固定されていてもよい。また、遊技板 11 の後面と裏側筐体 40 の前端部との間で挟み付けられて固定される構成であってもよい。

【符号の説明】

【0047】

10 パチンコ遊技機（遊技機）

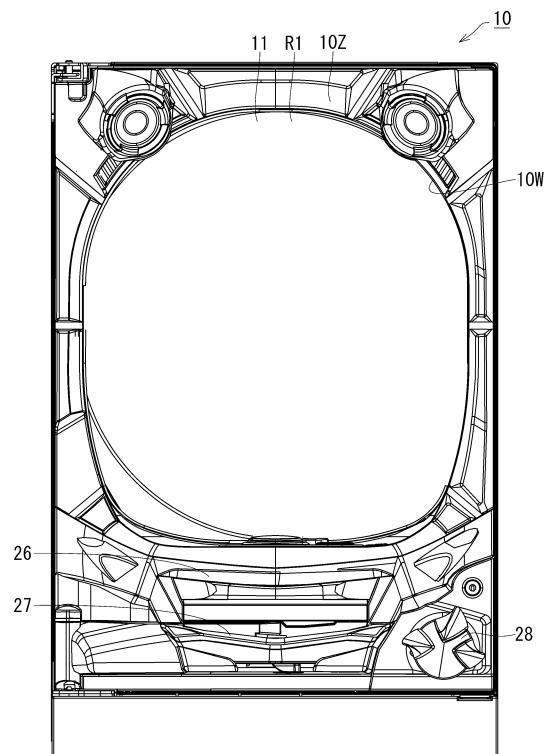
11 遊技板

11D 段差部

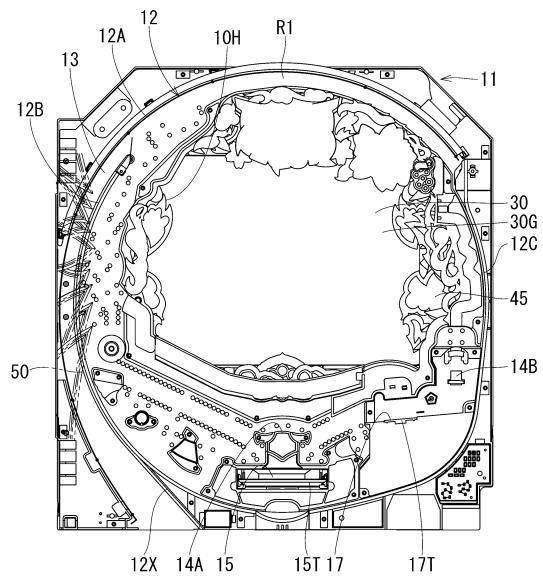
11K 丘陵部

13 発射通路

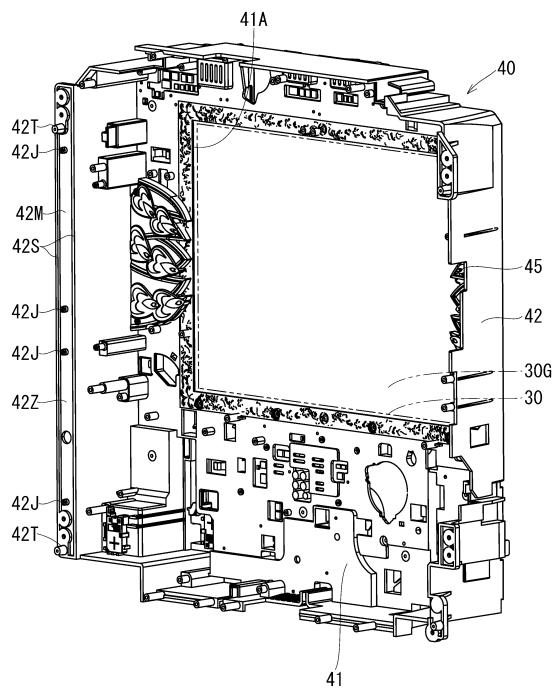
【図1】



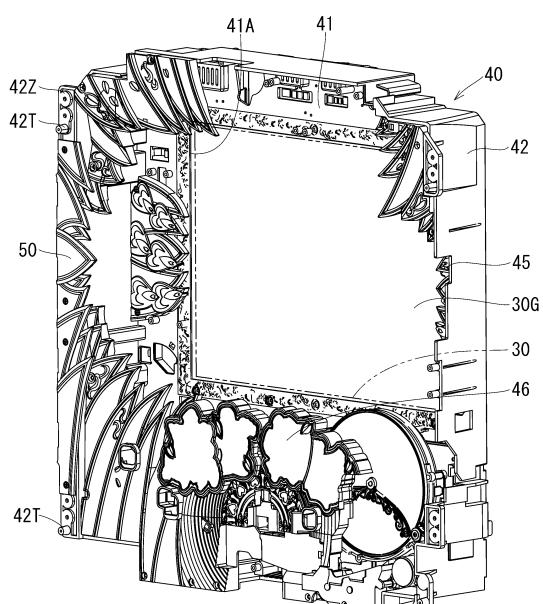
【図2】



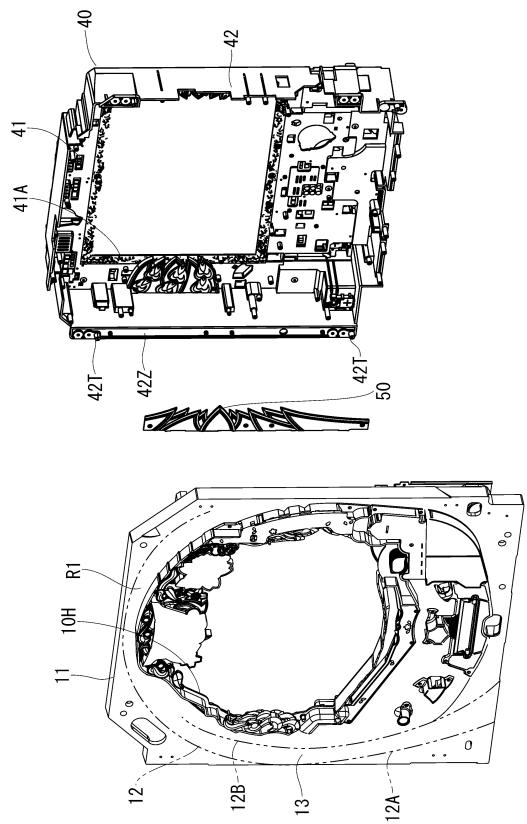
【図3】



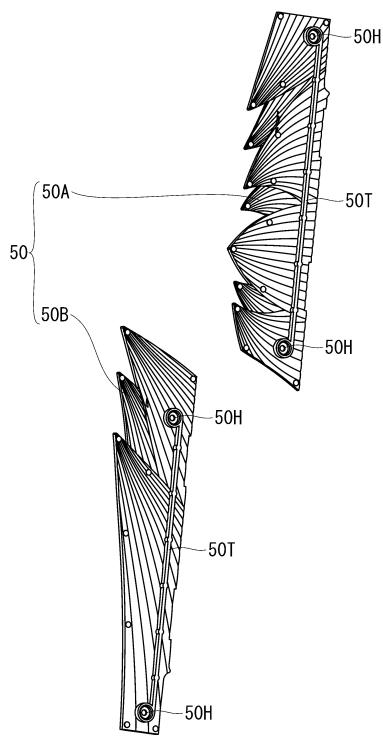
【図4】



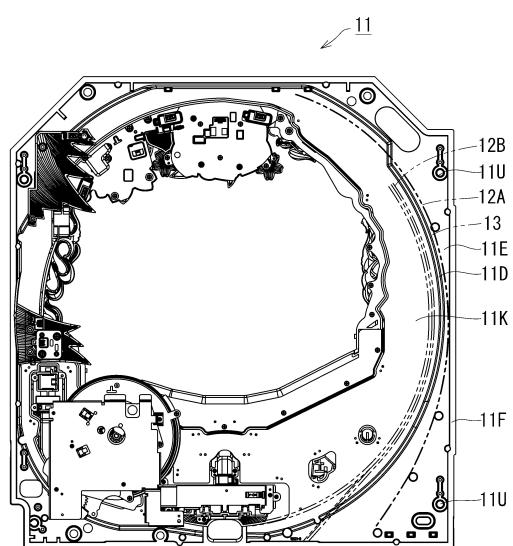
【図5】



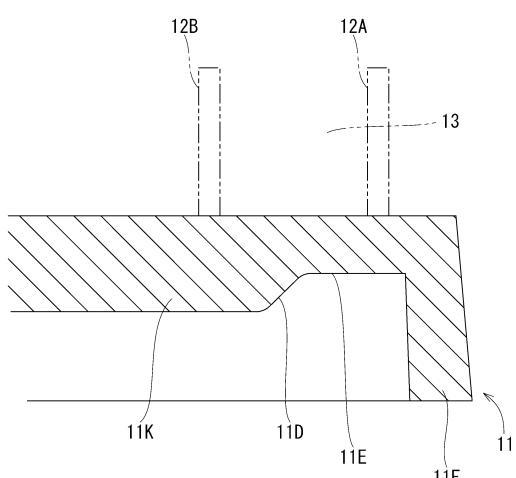
【図6】



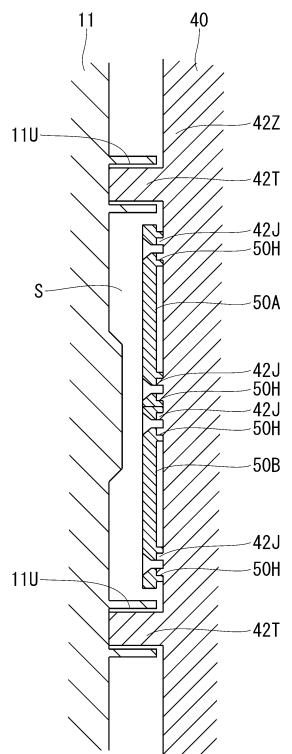
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(72)発明者 中園 武

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ内

審査官 藤脇 沙絵

(56)参考文献 特開2013-212149 (JP, A)

特開2012-183251 (JP, A)

特開2011-194088 (JP, A)

特開2014-068930 (JP, A)

特許第5903685 (JP, B2)

特許第5963065 (JP, B2)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A63F 7/02